

第64回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

カシオ計算機株式会社

当社は、第64回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.casio.co.jp/ir/>) に掲載することにより提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社は、『創造 貢献』の経営理念に基づき、「カシオ創造憲章」、「カシオ行動指針」、「カシオ倫理行動規範」を定め、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

① 当社及びグループ会社における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に基づき、法定事項並びに当社及びグループ会社の経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督することにより、法令、定款に反する行為を未然に防止する。
- ・職務の遂行に係る各種法令を遵守するべく、必要に応じて方針・規程・規則等の文書類を整備し、CSR委員会を始めとする各種委員会での審議・検討を経て、ルールの周知・徹底を図る。
- ・法令違反行為等に関する問題を相談又は通報する窓口として「公益通報ホットライン」を社内外に設置し、整備・運用を図る。通報者に対しては不利益のないことを確保する。
- ・市民社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切関わりを持たず、不当要求に対しては組織全体として毅然とした対応をとる。
- ・上記ルールの妥当性と運用の適切性について内部監査等、継続的な見直しによる改善を行い、不祥事の未然防止を図る。

② 当社及びグループ会社における取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役及び使用人の職務執行に係る情報は「文書管理規程」、その他の規則に基づき、各担当部門が保存及び管理する。

③ 当社及びグループ会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・経営に重大な影響を及ぼすリスクについては、「リスク管理規程」に基づき、CSR委員会の下で関連部門と事務局が一体となって推進する体制を確立する。
- ・製品安全リスクについては、製品の安全に対するお客様の信頼に応えることが経営上の重要な課題であるとの認識のもと「製品安全に関する基本方針」を定め、推進体制を構築する。

④ 当社及びグループ会社における取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社及びグループ会社の経営上の重要な案件は、取締役会で審議・決定する仕組みをとり、原則として毎月1回以上開催することにより経営の意思決定を合理的かつ迅速に行う。
- ・業務執行上の重要事項については、当社の執行役員及び取締役（監査等委員含む。）が出席する執行役員会で審議・決定し、グループ横断的な調整や対策がスムーズに実施できる仕組みをとる。
- ・執行手続の詳細については、「業務執行決裁権限規程」、「グループ会社決裁権限規程」に定める。
- ・グループ会社は、連結ベースの経営計画、グループ会社決裁権限規程、各種グループ基本方針等に基づき、職務執行体制を構築する。

⑤ 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制

- ・業務の適正を確保するために「カシオ創造憲章」、「カシオ行動指針」、「カシオ倫理行動規範」を基礎として、諸規程を定める。
- ・当社は、グループ会社担当役員制度によりグループ会社ごとに当社の取締役あるいは執行役員を担当に割り当て、「グループ会社決裁権限規程」に従い、当社への決裁・報告制度によるグループ会社経営の管理を行い必要に応じてモニタリングを行う。
- ・財務報告の適正性及び信頼性を確保すべく推進体制を構築し、業務フロー及び財務報告に係る内部統制を点検の上、文書化し、評価、改善を行う。

⑥ 当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人を任命する。
- ・監査等委員会を補助すべき使用人の任命、異動、評価、懲戒に関する事項は、監査等委員会の事前同意を必要とする。

⑦ 当社の取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制と監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社の取締役及び使用人は、当社又はグループ会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときや法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があるときは、遅滞なく当社監査等委員会に報告する。

- ・グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、当社又はグループ会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときや法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があるときは、当社のグループ会社担当役員に遅滞なく報告し、当該担当役員は遅滞なく当社監査等委員会に報告する。
- ・グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、当社からの経営管理・経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社監査等委員会に報告する。
- ・当社の取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人は、当社監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報の提供を行う。
- ・当社内部監査部門は当社及びグループ会社の監査結果を定期的に当社監査等委員会に報告する。
- ・公益通報ホットライン事務局は通報状況・処理状況を当社監査等委員会に報告する。
- ・当社監査等委員会へ報告をした者に対しては不利益のないことを確保する。
- ・当社監査等委員会が当社に対して職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等を請求したときは速やかに処理する。
- ・当社監査等委員は、当社内の重要な会議に出席できる。
- ・当社及びグループ会社の重要な稟議書は決裁終了後、当社監査等委員会に報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「業務の適正を確保するための体制」に基づき、当社及びグループ会社の内部統制システムを整備し運用しております。

① コンプライアンス体制

- ・取締役会は、法令、定款及び取締役会規則で定められた付議基準に基づき必要な事項を決定し、取締役の職務執行を監督しております。
- ・従来よりコンプライアンス体制の強化を図っておりますが、さらにグローバルでの体制をより一層強化するために、「内部統制委員会」をコンプライアンスの統括組織として位置づけ推進してまいりました。（「内部統制委員会」の従来の財務報告の適正性及び信頼性の確保を目的とした機能は、情報開示委員会で担うことといたしました。）
- ・「カシオ倫理行動規範」のより一層の理解と浸透を目的に、定期的に教育を実施しております。また、コンプライアンスに関するアンケートを隔年で実施し、継続的な改善を図っております。
- ・公益通報ホットラインに寄せられた通報に対しては適正に対応しており、その処理状況などについて定期的に監査等委員に報告しております。

- ・反社会的勢力への対応として、不当要求防止責任者を関連部門に設置するほか、不当要求対応マニュアルの周知徹底を行っております。

② リスク管理体制

- ・リスク管理活動は「リスク管理規程」に基づき関連部門が主体的に推進するとともに、併せて新たに設置した「内部統制委員会」において統括管理を行うことで適切なリスク管理体制を構築してまいります。
- ・不測の事態に会社組織として対応していくために、役員及び従業員とその家族の安全確保、企業資産の保全を主眼として、「危機管理マニュアル」を制定し、運用しております。
- ・「製品安全に関する基本方針」に基づき、製品安全に関する自主行動計画を策定・推進し、継続的な改善を行っております。また、全社品質高揚委員会を年2回開催し、品質の可視化、品質情報の共有化、品質方針・施策の決議などを行い、各事業部門の品質保証活動に展開しております。

③ 職務執行の効率性及び適正性の確保

- ・取締役会を原則毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度は15回開催いたしました。取締役会規則で付議事項を詳細に定め、それに基づき経営の重要案件を審議・決定しております。業務執行の効率性・機動性を高めるため、付議基準に満たない事項については執行役員に権限委譲しております。
- ・執行役員会、経営会議を実施し、業務執行上の重要事項を審議、情報共有及び迅速な業務執行に繋げております。
- ・執行手続きの詳細については、「業務執行決裁権限規程」、「グループ会社決裁権限規程」に基づき運用しております、規程の見直しを適宜実施しております。
- ・グループ会社管理については、担当役員による事業審議会の実施や事業計画の進捗管理のほか、「グループ会社決裁権限規程」で特定された重要項目について当社への決裁・報告を実施しております。また、当社内部監査部門による監査の実施など、問題点の早期発見、迅速な意思決定、適正な業務執行を図っております。
- ・財務報告の適正性及び信頼性の確保を目的に基本方針を定め、情報開示委員会を設置し、推進しております。
※2020年4月1日より内部統制委員会から情報開示委員会に名称変更

④ 監査等委員会の監査の実効性の確保

- ・監査等委員会は、取締役会及び各種の重要な会議・委員会に出席するほか、代表取締役との定期的な会合、当社及びグループ会社の取締役や使用人などからの聴取や報告、重要事項の決議書類の閲覧などを通して、厳正な監査を実施しております。
- ・監査等委員会は、会計監査人や内部監査部門からの監査報告、意見・情報交換を行うなど相互の連携を図っております。
- ・監査等委員会のサポートをするための専任の監査スタッフを配置しております。

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	48,592	65,058	111,757	△19,956	205,451
会計方針の変更による累積的影響額			△55		△55
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	48,592	65,058	111,702	△19,956	205,396
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△11,616		△11,616
親会社株主に帰属する当期純利益			17,588		17,588
自己株式の取得				△5,010	△5,010
自己株式の処分		△16		91	75
連結子会社の決算期変更に伴う増減			673		673
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	—	△16	6,645	△4,919	1,710
当連結会計年度末残高	48,592	65,042	118,347	△24,875	207,106

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	8,246	△4,178	2,075	6,143	211,594
会計方針の変更による 累積的影響額					△55
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	8,246	△4,178	2,075	6,143	211,539
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△11,616
親会社株主に帰属する当期純利益					17,588
自己株式の取得					△5,010
自己株式の処分					75
連結子会社の決算期変 更に伴う増減					673
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）	△3,791	△3,312	△3,607	△10,710	△10,710
当連結会計年度変動額合計	△3,791	△3,312	△3,607	△10,710	△9,000
当連結会計年度末残高	4,455	△7,490	△1,532	△4,567	202,539

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 44社

主要な連結子会社名

山形カシオ株式会社、Casio America, Inc.、Casio Holdings, Inc.、Casio Europe GmbH、Casio Computer (Hong Kong) Ltd.、カシオ電子(深圳)有限公司、カシオ(中国)貿易有限公司、カシオ電子科技(中山)有限公司、カシオ電子(韶关)有限公司、Casio Singapore Pte., Ltd.、Casio (Thailand) Co., Ltd.

当連結会計年度において、清算結了のため1社を連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の名称等

該当はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社数 2社

主要な会社名 マス株式会社

当連結会計年度において、清算結了のためカシオリース株式会社を持分法適用の範囲から除外しております。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

該当はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、カシオ電子(深圳)有限公司他10社を除いて、連結決算日に一致しております。

カシオ電子(深圳)有限公司他7社の決算日は12月31日であり、当連結計算書類の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

LLC Casio他2社の決算日は12月31日であり、連結決算日との差異が3ヶ月を超えるので、当連結計算書類の作成に当たっては各社の当該事業年度に係る計算書類を基礎としております。

なお、当該決算日と連結決算日が異なることから生ずる連結会社間取引に係る会計記録の重要な不一致等については、連結上必要な調整を行っております。

従来、決算日が連結決算日と異なるカシオ電子(深圳)有限公司他5社については、連結決算日との差異が3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の当該会計期間に係る計算書類を利用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については調整を行った上で連結しておりましたが、連結計算書類開示をより適正化するため、当連結会計年度より、連結決算日に仮決算を行う方法に変更しております。

この変更に伴い、当連結会計年度は2019年4月1日から2020年3月31日までの12ヶ月間を連結し、2019年1月1日から2019年3月31日までの損益については利益剰余金の増減として調整しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

・時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブについては、時価法によっております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として先入先出法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

④ 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法(但し、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び当社の本社建物及び構築物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)、在外連結子会社は主として定額法によっております。

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

・市場販売目的のソフトウエア

見込販売収益に基づく減価償却方法(但し、3年以内)によっております。

・自社利用のソフトウエア
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、一部の在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき計算書類を作成しておりますが、「2. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、当連結会計年度より国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

⑤ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 製品保証引当金

販売済製品に対して保証期間に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したものであり、この計上額は過去1年間のアフターサービス費の実績額を基準として算出しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

二. 事業構造改善引当金

事業構造改革に伴い発生する損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

（完工工事高及び完工工事原価の計上基準）

イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）によっております。

ロ. その他の工事
工事完成基準によっております。

⑦ 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑧ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特別処理の要件を満たしている金利スワップについては特別処理によっております。

⑨ のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却しております。

⑩ 退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定期式基準によっております。

- (11) 消費税等の会計処理**
税抜方式を採用しております。
- (12) 連結納税制度の適用**
連結納税制度を適用しております。
- (13) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用**
当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（IFRS第16号「リース」の適用）

国際財務報告基準を適用している子会社は、当連結会計年度より、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。IFRS第16号の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に計上しております。

この結果、当連結会計年度における連結貸借対照表は、「有形固定資産」が3,546百万円増加し、流動負債の「その他」が1,325百万円及び固定負債の「その他」が2,307百万円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高が55百万円減少しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額

87,730百万円

（2）輸出手形割引高

319百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

事業構造改善費用

システム事業の構造改革に伴うSA事業の一部のジャンル撤退による資産廃棄損、固定資産の減損損失、その他関連費用、及び販売子会社の清算に伴う費用等であります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首(千株)	増加(千株)	減少(千株)	当連結会計年度末(千株)
普通株式	259,021	—	—	259,021

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

2019年6月27日開催の第63回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額
6,158百万円
- ・1株当たり配当額
25円
- ・基準日
2019年3月31日
- ・効力発生日
2019年6月28日

2019年11月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額
5,458百万円
- ・1株当たり配当額
22円50銭
- ・基準日
2019年9月30日
- ・効力発生日
2019年12月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年6月26日開催の第64回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ・配当金の総額
5,458百万円
- ・配当の原資
利益剰余金
- ・1株当たり配当額
22円50銭
- ・基準日
2020年3月31日
- ・効力発生日
2020年6月29日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当グループは、余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、運転資金及び設備投資に必要な資金は社債発行や銀行等金融機関からの借入によって調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的に行い、リスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主として安全性の高い高格付けの債券と業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し、保有状況を見直しております。

支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

営業債務、借入金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当グループでは、手元流動性を連結売上高の一定以上に維持することなどにより管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係るキャッシュ・フローの固定化を目的とした金利スワップ取引であります。デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に則っており、当該規程では、デリバティブ取引の管理方針、利用目的、利用範囲、組織体制、業務手続及び取引相手方の範囲に関する事項が規定されており、相互牽制機能が働くような実施体制及び報告体制を整備しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額
(1) 現金及び預金	71,696	71,696	—
(2) 受取手形及び売掛金	33,701	33,701	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	20,000	20,000	—
②その他有価証券	48,763	48,763	—
(4) 支払手形及び買掛金	(23,603)	(23,603)	—
(5) 1年内返済予定の長期借入金	(25,000)	(25,003)	3
(6) 長期借入金	(37,847)	(37,941)	94
(7) デリバティブ取引			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	66	66	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—

(＊) 負債に計上されているものについては、()で示しております。また、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引先金融機関から提示された価格によっており、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 1年内返済予定の長期借入金、(6) 長期借入金

これらの時価について、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっておりますが、金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております（下記(7) 参照）。

(7) デリバティブ取引

為替予約取引の時価については、先物為替相場によっております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体で処理されているため、その時価は、当該1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(5)(6) 参照）。

(注) 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額314百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

834円98銭

(2) 1株当たり当期純利益

72円23銭

8. 重要な後発事象に関する注記

特記すべき事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				利益 剰余金 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	固定資 産圧縮 積立金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金	
当期首残高	48,592	64,565	0	64,565	7,090	140	39,880	25,188	72,299
当期変動額						△4		4	
固定資産圧縮積立金の取崩									
剰余金の配当								△11,615	△11,615
当期純利益								14,231	14,231
自己株式の取得									
自己株式の処分			△16	△16					
資本準備金からその他 資本剰余金への振替	△50,000	50,000	—						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	△50,000	49,983	△16	—	△4	—	2,620	2,615
当期末残高	48,592	14,565	49,983	64,549	7,090	135	39,880	27,809	74,915

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△19,956	165,501	8,243	8,243	173,744
当期変動額		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			
剰余金の配当		△11,615			△11,615
当期純利益		14,231			14,231
自己株式の取得	△5,009	△5,009			△5,009
自己株式の処分	91	74			74
資本準備金からその他 資本剰余金への振替		—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△3,791	△3,791	△3,791
当期変動額合計	△4,918	△2,319	△3,791	△3,791	△6,110
当期末残高	△24,874	163,182	4,452	4,452	167,634

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

③ その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブについては、時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び本社の建物及び構築物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・ソフトウエア

市場販売目的のソフトウエアについては、見込販売収益に基づく減価償却方法（但し、3年以内）、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他

定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

販売済製品に対して当社の保証期間に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したものであり、この計上額は過去1年間のアフターサービス費の実績額を基準として算出しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、当該超過額を投資その他の資産の「前払年金費用」に計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

⑤ 事業構造改善引当金

事業構造改革に伴い発生する損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準)

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）によっております。

② その他の工事

工事完成基準によっております。

(7) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(8) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(9) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(10) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(11) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(12) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

69,392百万円

(2) 輸出手形割引高

318百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権

29,254百万円

金銭債務

20,207百万円

(4) 長期貸付金から直接控除した貸倒引当金

23百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高

104,956百万円

仕入高

133,671百万円

営業取引以外の取引高

3,005百万円

(2) 事業構造改善費用

システム事業の構造改革に伴うSA事業の一部ジャンル撤退による資産廃棄損、固定資産の減損損失、その他関連費用、及び販売子会社の清算に伴う関係会社出資金評価損、その他関連費用等であります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首（千株）	増加（千株）	減少（千株）	当事業年度末（千株）
普通株式	12,699	3,813	60	16,453

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加3,813千株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加3,808千株、単元未満株式の買取りによる増加5千株であります。
 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少60千株は、単元未満株式の買増請求による減少0千株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少60千株であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	5,670百万円
たな卸資産	1,471
未払費用（賞与分）	1,080
関係会社株式・出資金	1,040
有形固定資産	862
その他	3,090
繰延税金資産小計	13,215百万円
評価性引当額	△4,733百万円
繰延税金資産合計	8,482百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△2,218百万円
固定資産圧縮積立金	△59
繰延税金負債合計	△2,278百万円
繰延税金資産の純額	6,203百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	山形カシオ株式会社	直接 100.0	当社電子時計・システム機器・部品等の製造	製品の仕入 原材料の有償支給	24,017 18,065	貲掛金 その他流動資産	1,584 2,500
子会社	Casio America, Inc.	間接 100.0	当社製品の販売	製品の販売	20,391	売掛金	4,397
子会社	Casio Europe GmbH	直接 100.0	当社製品の販売	製品の販売	22,898	売掛金	4,439
子会社	Casio Computer (Hong Kong) Ltd.	直接 100.0	当社電子時計・電卓等の製造	製品の仕入 原材料の有償支給	52,432 10,522	貯掛金 その他流動資産	4,663 2,566
子会社	カシオ電子(深圳)有限公司	直接 100.0	当社電子時計の設計・製造	製品の仕入	21,121	貯掛金	1,532
子会社	カシオ(広州)商貿有限公司	直接 100.0	当社製品の物流管理	製品の販売	15,857	売掛金	3,029
子会社	Casio (Thailand) Co., Ltd.	直接 100.0	当社電子時計等の製造	製品の仕入 原材料の有償支給	32,311 12,508	貯掛金 その他流動資産	3,433 4,666

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 製品の仕入及び原材料の有償支給については、原価及び市場価格を勘案し交渉の上で価格を決定しております。

3. 製品販売については、製品の市場価格を勘案し交渉の上で価格を決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

691円08銭

(2) 1株当たり当期純利益

58円45銭

8. 重要な後発事象に関する注記

特記すべき事項はありません。